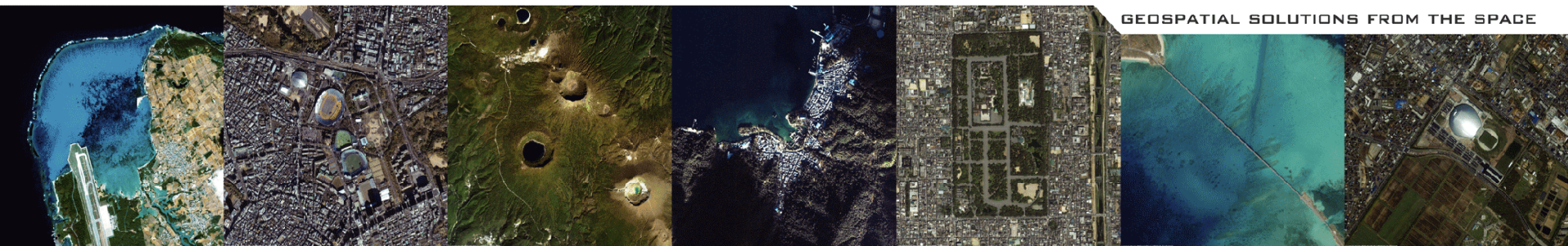


衛星リモートセンシング法制への期待

日本スペースイメージング株式会社
代表取締役社長 東 誠



GEOSPATIAL SOLUTIONS FROM THE SPACE

WWW.SPACEIMAGING.CO.JP



JAPAN SPACE IMAGING

© JAPAN SPACE IMAGING CORPORATION. All Rights Reserved.

私的財産としてのリモセン衛星とルールの整備

冷戦終結
軍事費削減

リモセン衛星を活用した
商業事業計画
(ベンチャーやロッキード)

- 自由民主主義の原理原則
- 安全保障関連の懸念への対応
- 米軍地図のデジタル化とUnclassified衛星画像の必要性
- 旧ソ連の技術を活用した商用衛星画像の登場
- 民生アプリ拡大への期待
- 米国産業の国際競争力後押し

1994年
大統領令

- 商用(私的財産としての)リモセン衛星のプロモーション
- 安全保障関連の懸念に対応したルール作り(Licensing of Private Land Remote-Sensing Space Systems)
- 根拠法(※)を既存の政府衛星(Landsat)向け法律とした

(※)国連決議事項の国内批准を含む

Licensing of Private Land Remote-Sensing Space Systems (米国政令)



GEOSPATIAL SOLUTIONS FROM THE SPACE

WWW.SPACEIMAGING.CO.JP

■ ライセンス発行時に課される基本事項が政令において予め明記されている。

例えば

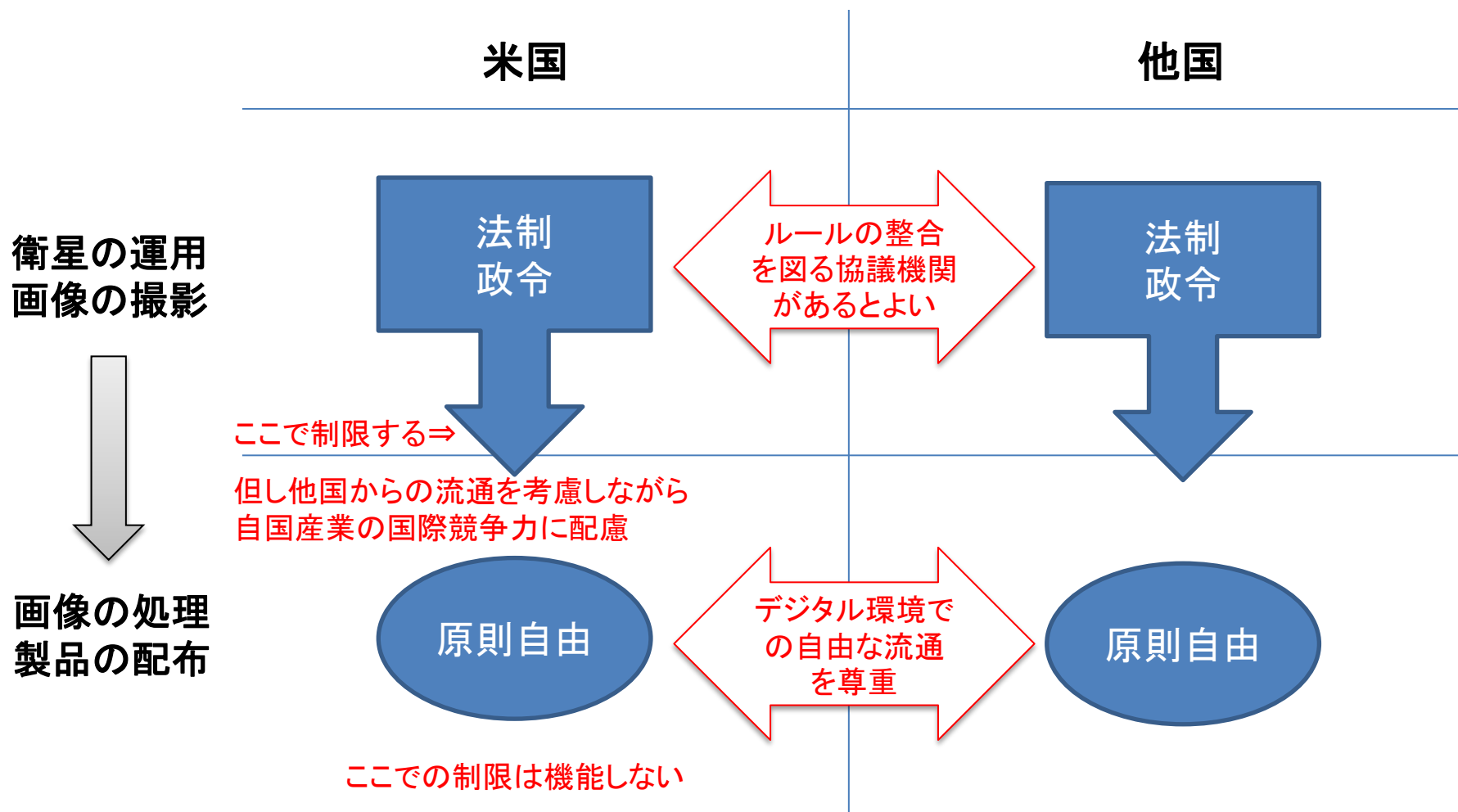
- 衛星システムの運用は米国領土内からコントロールされていること。
- 衛星の運用ログを記録に留め、政府から求めがあった場合には開示すること。
- 担当大臣の判断により、国家の安全保障や外交上の理由で撮影や撮影データの配布先を制限することがある。
- 海外に衛星地上局を設置するなど外国との重要な契約については事前の審査対象とする。
- 撮影データを任意に破棄してはならず、国家アーカイブへの格納について政府が判断する。
- 衛星の運用終了後の処置は政府機関の指示に従う。

その他国連決議事項の国内批准関連の条項

■ 解像度等についての定めはなく、事業者は上記の範囲内で自由に申請ができる。政府は国際市場の現実に照らして審査を行っている。

これらは上位規定であるリモセン法により支えられている

民間事業の促進 vs. 国の安全保障



宇宙基本計画

「我が国及び同盟国の安全保障上の利益を確保しつつ、リモートセンシング衛星を活用した民間事業者の事業を推進するために必要となる制度的担保を図るための新たな法案」

1. 国の安全保障上の制約は衛星の運用に対して課すものとし、撮影データの流通（販売）については原則自由として頂きたい。
2. 衛星の運用に対する制約については、以下の事項が商業価値に多大な影響を及ぼすことを十分に考慮し、米国等海外諸国と整合した範囲の制約に留めて頂きたい。
 - a. センサー種類（光学・SAR・マルチ/ハイパー・IR等）
 - b. 解像度に代表される判読性
 - c. 撮影データのユーザへの即時提供能力
3. 制度全般に渡り、行政対応の追加コスト発生が極力抑えられるような簡素な仕組みとして頂きたい。